3　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその登録の実施又は登録をしないことの決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第四条　前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称及び住所

二　法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名及び使用人（家賃債務保証業に関し営業所又は事務所の代表者であるものに限る。以下同じ。）があるときは、その者の氏名

三　個人である場合においては、その者の氏名及び使用人があるときは、その者の氏名

四　未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名

五　営業所又は事務所の名称及び所在地

六　次に掲げる免許又は登録を受けている場合は、当該免許証番号又は登録番号

イ　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項の免許

ロ　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録

ハ　賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号）第三条第一項の登録

七　純資産額

2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付するものとする。

一　別記様式第二号による第六条第一項各号のいずれにも該当しない旨を誓約する書類

二　法人である場合においては、その役員及び使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できる書類の写し

三　個人である場合においては、その者及び使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できる書類の写し

四　法人である場合においては、登記事項証明書及び定款

五　個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書

六　別記様式第三号による家賃債務保証業に関する内部規則及び組織体制に関する事項を記載した書類

七　別記様式第三号による家賃債務保証業に関する相談又は苦情に応ずるための体制に関する事項を記載した書類

八　別記様式第三号による求償権の行使方法に関する事項を記載した書類

九　法人である場合においては、別記様式第四号によるその役員及び使用人の職務の経歴に関する事項を記載した書類

十　個人である場合においては、別記様式第四号によるその者及び使用人の職務の経歴に関する事項を記載した書類

十一　別記様式第五号及び別記様式第六号による業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類

（登録の実施）

第五条　国土交通大臣は、第三条第一項の登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、次に掲げる事項を家賃債務保証業者登録簿に記載して、その登録をするものとする。

一　前条第一項各号（第七号を除く。第七条において同じ。）に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録をしない場合）

第六条　国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四条第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないこととする。

一　成年被後見人又は被保佐人

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　第二十八条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

四　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反し、又は債権の取立てに当たり、貸金業法第二十一条第一項（同法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に掲げる暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

七　家賃債務保証業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由がある者

八　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

九　法人でその役員又は使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

十　個人でその使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

十一　暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

十三　純資産額が一千万円に満たない者

十四　第四条第二項第四号及び第六号から第十一号までに掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合しない者

イ　法人である場合にあっては、定款の内容が法令に適合していること。

ロ　民法（明治二十九年法律第八十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）等の家賃債務保証の実施に関する法令等を遵守させるために必要な研修その他の措置が講じられていること。

ハ　求償権の行使方法が適切であること。

ニ　家賃債務保証業に関する相談又は苦情に応ずるための体制が整備されていること。

ホ　法人である場合にあっては、家賃債務保証業の業務を五年以上継続して行っていること又は常務に従事する役員のうちに、家賃債務保証業の業務に三年以上従事した経験を有する者があること。

ヘ　個人である場合にあっては、その者が家賃債務保証業の業務に三年以上従事した経験を有すること。

ト　使用人が家賃債務保証業の業務に一年以上従事した経験を有すること。

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録をしないときは、遅滞なく、その理由を申請者に通知するものとする。